

社會研究叢刊第二種

中國婦女在法律上之地位

趙鳳喈著

趙鳳喈著

社會研究  
叢刊

中國婦女在法律上之地位

商務印書館發行

刊叢研究會社  
位地之上律法在女婦國中

究必印翻權作著有書此

中華民國十七年二月初版

回每冊定價大洋柒角  
外埠酌加運費匯費

著作者 趙鳳喈

出版者

發行印刷者兼

發行所

上 海 商務印書館  
及 各 基華教育文化  
埠 路 上海社會調查部  
華 貨 金董事會

王立元序

Social Research Series  
THE WOMAN'S POSITION IN CHINESE LAW

By

CHAO FUNG CHIAI

Published by

THE SOCIAL RESEARCH DEPARTMENT

The Chinese Foundation

For The promotion of Education and Culture

Printed and Distributed by

THE COMMERCIAL PRESS, LIMITED

1st ed., March, 1928

Price : \$0.70, postage extra

ALL RIGHTS RESERVED

## 敍言

現在社會問題中，首要者爲勞工問題，次當爲婦女問題。環顧中國，勞工問題，已步歐西之後塵，澎湃湧起。社會上大多數人，亦加以注意；而國家亦略謀處置之方。至婦女問題，雖不如勞工問題之嚴重；但一般學者亦知加以研究和討論。予以習法之故，每病中國法律，關於婦女方面者，頗與近代社會之思想和環境，不相適合，輒欲加以論究而未果。『衣食於奔走』有以累之也。去歲十月，重來都門，見母校——北京大學——社會研究科目中，列有本題——中國婦女在法律上之地位（過去與現在）——遂欣然參加研究，蓋企償宿願也。

惟本題係由中華教育文化基金董事會社會調查部，在北大所設社會研究獎金論文，其目的既在調查中國社會上以往及現在之情況，故研究時亦多注重此點。兼之關於本題以往之材料，除自唐代以後，有成文法典可稽外，餘多散見於各項典籍之中，搜集又頗費時日。因此本書之內容，多偏重於法制史方面，而於近世列國之

立法例，殊欠比較之研究。閱本書者，可以之作討論婦女問題之參考，而不必以之當婦女問題之討論也。

此外個人研究本題時，先受雪艇王先生之指導，繼又就正於黼馨黃先生，及孟和陶先生，特為附誌於此，以表謝忱。又本稿編成之後，多承同學樊弘先生代為訂正，并深感謝。

一九二七年七月趙鳳喈敍於北京大學東齋

## 凡例

一、本書所徵引之事例，間有涉及唐虞夏商之世者。此種史料，僅占小部。雖無關乎本書之大體；唯古史渺茫，難盡憑信。今姑引之，以待吾國研究史學者之評斷焉。

一、本書中所稱唐律，宋律，明律，清律，（有時連稱唐宋明清律）係指唐律疏議，宋刑統，明律集解附例，大清律例而言。至元代法律，有元刑法志及元典章二者，故於引用元律時，通常標明元刑法志或元典章，而罕稱元律。

一、本書研究之範圍，包括過去及現在之事實。僅就每一問題，詳究其起訖；惟第四章因特別情形，分編稍異。

一、中國民法法典，尙未頒布，所有草案，亦在修訂之中；故關於現時婦女在民法上之問題，只得就現行律（參看第一章註8）及大理院之判例與解釋例，而引論之。一、本書中所論列之事實或制度，多於正文中或旁註內，注明該事實或制度之出處。至旁註之例，尙有係解釋正文或補充正文者。

# 中國婦女在法律上之地位目錄

## 緒論

## 第一章 在室女之地位

(一) 出生時之待遇	五
(二) 成人之笄禮	七
(三) 長幼之名分	八
(四) 禁止典雇	一〇
(五) 在室女與繼承	一一
(A) 宗祧繼承	一一
(B) 財產繼承	一二
(六) 姑姊妹與家財	一四
(七) 在室女坐罪之問題	一五

(八) 在室女與家族喪服之關係.....一八

附論養女.....一〇

(一) 乞養之原因與目的.....一〇

(二) 乞養之限制.....一一

(三) 乞養之方式.....一二

(四) 養女在養家之地位.....一三

(五) 養女歸宗.....一四

第二章 已嫁婦之地位.....一五

第一節 妻.....一六

(一) 婚姻.....一六

(A) 定婚.....一七

(1) 定婚之意義與要件.....一七

(2) 定婚後男女之關係.....一八

(3) 退婚及聘財之返還.....三〇

(B) 成婚.....三二

(1) 婚姻之要件.....三三

(2) 婚姻之儀式.....四七

(3) 夫婦關係之成立.....四九

(C) 離婚.....五一

(1) 離婚之種類與原因.....五一

(2) 離婚與別居.....五九

(3) 離婚後夫婦間之撫養費.....六〇

(4) 離婚後子女之監護與給養.....六一

(二) 夫婦間之關係.....六一

(A) 夫婦在刑法上之關係.....六二

(B) 夫婦在民法上之關係.....六四

(1) 夫婦有扶養一方之義務.....六四

(2) 夫婦互有請求同居之權利.....六四

(3) 夫婦得互爲監護人並互有代理之權利.....六五

(C) 夫婦在訴訟法上之關係.....六五

(1) 刑事訴訟條例.....六六

(2) 民事訴訟條例.....六八

(三) 妻與夫家及本生家之關係.....六九

(A) 妻與夫家之關係.....七〇

(B) 妻對本身家之關係.....七三

(1) 權利方面.....七三

(2) 義務方面.....七四

(四) 妻之財產權.....七五

(五) 妻之行為能力與侵權行爲.....七七

(A) 妻之行爲能力………

七七

(B) 妻之侵權行爲………

七八

(六) 婦人再嫁與貞操問題………

七八

## 第二節 妾………

八〇

(一) 妾之性質………

八〇

(二) 妾媵之分………

八一

(A) 來源之不同………

八一

(B) 身分之不同………

八二

(三) 納妾之目的與限制………

八三

(A) 納妾之目的………

八三

(B) 納妾之限制………

八四

(四) 納妾與婚姻要件………

八六

(A) 實質上之要件………

八六

(B) 形式上之要件.....	八八
(五) 妾與夫及其親屬之關係.....	八八
(A) 妾與夫之關係.....	八九
(B) 妾與妻之關係.....	九一
(C) 妾與家長親屬間之關係.....	九二
(六) 妾之行為能力.....	九四
附論童養媳.....	九五
第三章 爲人母之地位 .....	九七
(一) 母.....	九七
(A) 母對於子女之權力與責任.....	九八
(1) 教養懲戒之權.....	九八
(2) 主婚權.....	九八
(3) 管理財產權.....	九九

(4) 限定居所權

九九

(5) 受扶養之權利

九九

(B) 立嗣權與處分財產權

一〇〇

(C) 母與子女之喪服關係

一〇一

(二) 繼母 慈母 養母

一〇三

(三) 嫣母 庶母 生母

一〇四

(四) 所後母(嗣母) 本生母

一〇六

(五) 出母 嫁母 從繼母嫁 乳母

一〇七

(六) 親母與嫡繼慈養母在刑法上之責任

一〇八

第四章 女子與公民權

一一一

(一) 君主時代女子之公民權

一一一

(A) 皇太后攝政

一一一

(1) 皇帝年幼

一一三

(2) 帝疾不能視事.....	一一三
(3) 先帝卒崩或有遺詔.....	一一四
(B) 封爵.....	一一四
(1) 封爵之起源.....	一一四
(2) 封爵之稱號.....	一一五
(3) 封爵之限制.....	一一六
(C) 旌表.....	一一八
(1) 旌表之意義與變遷.....	一一八
(2) 旌表與封爵之異同.....	一一〇
(二) 民國時代女子之公民權.....	一一〇
(A) 女子與自由權.....	一一〇
(B) 女子與政治權.....	一一三
(C) 女子與其他之公權.....	一一三

(1) 榮譽權

(2) 從事公職權

一一四

第五章 女子犯罪與處罰

一一五

(一) 女子之犯罪

一一七

(A) 姦非罪

一一七

(1) 姦非罪成立之時期

一一八

(2) 姦非罪之種類

一二九

(3) 姦非罪之告訴問題

一三八

(4) 姦生子女之歸屬問題

一三九

(B) 重婚罪

一四〇

(C) 咎誘和誘罪

一四一

(D) 墮胎罪

一四二

(二) 女子之特別處罰

一四四

(A) 刑名之殊異.....

(1) 復作.....一四四

(2) 司寇作.....一四四

(3) 白粲.....一四五

(4) 完春.....一四五

(5) 髮鉗春.....一四五

(1) 宮.....一四六

(B) 賦刑之差別.....

(1) 減半贖罪之例.....一四七

(2) 特准納贖之例.....一四八

(C) 寬宥之處置.....

(1) 一般之優容.....一四八

(2) 共犯不坐罪.....一四九

(D) 婦婦去衣受刑

一五〇

(E) 孕婦產後行刑

一五一